

【寮生携帯用】

学寮（柑紀寮）の しおり

— 令和 7 年度 —



和歌山工業高等専門学校

目 次

柑紀寮へようこそ	1
寮生心得	3
柑紀寮年間行事予定表	4
日課	6
トラブルが起きた場合の対処方法	6
電話番号	7
禁止していること	7
申し出により許可するもの	8
気をつけること	8
帰宅が必要となる場合	10
通称「いじめ」について	10
学寮における指導・処分について	11
柑紀寮防災マニュアル	12
学寮における経費等	14
学寮生活に必要な物	14
寮生が直接関係する係と事務内容（抜粋）	15
窓口対応等について	15
学寮内ネットワーク運用について	16
エアコンの取扱いについて	16
学寮食堂利用心得	17
諸手続一覧	18
規則集	
学則（抜粋）	20
学寮管理運営規則（抜粋）	21
学寮規則（抜粋）	24
入学料、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除規則（抜粋）	26
寮生会会則	27
指導寮生委員会規則	30
柑紀寮防災要項	31
学寮自衛消防隊組織図	33
施設配置図	34

柑紀寮へようこそ

令和7年3月
寮務主事

和歌山高専学生寮（柑紀寮）へ入寮される皆さん、入寮おめでとうございます。

柑紀寮は全8棟からなる全国有数の規模を誇る学生寮で、新入生を含む低学年の寮生、高学年の寮生、海外からの留学生を含め、多数の男女寮生と一緒に生活しています。これまでの自宅での生活と大きく変わる点は、異なる環境で育った人たちと集団生活をしていくということです。この生活を通して、将来社会に出て行くための多くの経験を積めるものと思います。寮生活、学校生活、クラブ活動などを通じて多くの友人を作ってください。クラスの仲間だけではなく他学科の学生や先輩学生とも仲良くなることは、あなたの将来にとってかけがえのない財産となるはずです。

お互いに気持ちよくこの寮生活を過ごすために、多くの約束事や注意事項があります。以下に示しますので、よく読んでしっかり自己管理をし、自覚をもって行動してください。

指導寮生

各号館、各階にそれぞれ指導寮生・副指導寮生を配置しています。指導寮生・副指導寮生は校長から任命され、毎日の点呼や低学年の指導など、多くの重要な役割を果たしています。そのため、みんなの模範となれる、信頼できる寮生に、指導寮生・副指導寮生をお願いしています。何か困ったことがあれば、気軽に指導寮生や副指導寮生に相談してください。

点呼

寮の重要な日課の一つに、朝と夜、2回の点呼があります。これは、その時刻に「私は元気である」ことを知らせる手段です。うっとうしく、また無駄だと感じる人もいるかもしれませんが。しかし多数の寮生全員の無事を確認する方法が他にありません。何かのトラブルで門限までに帰寮できなかった寮生を確認するためにも、点呼は大変重要です。集団生活の基本であることを理解し、必ず点呼を受けてください。

外泊願

帰省その他で週末等（土・日曜日・祝日・予備日）に外泊するときには、週末等前日の午後1時までに、各自がWeb上から外泊・点呼システム利用による届出が必要です。（平日については、「外泊願」を寮事務室窓口へ提出してください。）無届けで外泊すると、自分の意志で外泊したのか、あるいは不慮の事故に遭遇したのかが判らず、寮の関係者に多大な迷惑を掛けることになります。必ず事前に届け出てください。何か特別な理由で緊急に外泊するときには、点呼時間までに寮事務室に連絡し、帰寮後2日以内に「事後報告書」を提出するようにしてください。

門限

寮には門限があります。午後10時です。特に18歳未満については和歌山県条例で午後10時以降外出禁止となっており、補導される場合があります。買い物などは門限以前に済ませて、門限以降は校外への外出はもちろん自分の号館からも外出しないようにしてください。

部屋の施錠

1 人部屋、2 人部屋に関わらず、少しの時間でも寮室を出るときは必ず施錠する習慣をつけてください。また現金などの貴重品は、持って出ていくか各自用意した手提金庫（貴重品入れ）等の中に入れてください。なお、定期的に教職員が部屋の施錠を点検しています。

喫煙

寮内はすべて禁煙です。20 歳未満の喫煙は法律で禁じられていますが、20 歳を超えていても寮内での喫煙は認めていません。これまでもタバコが原因でボヤが発生しています。大火事になったら大変なことです。もちろん身体にも良くありません。喫煙は絶対にしないでください。

飲酒

喫煙同様、飲酒（ノンアルコールビール含む）も禁止です。20 歳未満は法律でも禁止されています。たとえ 20 歳を超えていても寮内では認めていません。

食事

寮には寮生専用の寮食堂があり、ここで朝、昼、夕の食事をしてもらいます。献立によっては口に合わないものがあるかもしれませんし、味付けも家庭とは少し違うかもしれません。しかし、毎日のメニューは、管理栄養士が栄養価やカロリーをチェックし、バランスのとれた食事を提供していますので、安心して食べてください。特に、朝食は 1 日のエネルギー源ですから、寝坊することなく、きっちりと食べましょう。休日や休日の前日の夕食については、事前に校内購買部（福利センター棟 1 階）で寮食券を購入すれば、平日同様に寮食堂を利用できます（費用は平日と同じ）。

掃除と土足

寮の廊下、談話室、階段、補食室、便所などは寮生が自分たちで掃除しており、廊下などはピカピカです。寮は自分たちの生活の場です。進んで掃除をするように心がけてください。掃除の行き届いたところで生活するのは気持ちのよいものです。仲間がきれいに掃除をした廊下を土足で汚すことはもってのほかです。

防犯カメラと巡回

寮生の安全を確保する意味で、各号館の玄関に防犯カメラを設置しています。防犯カメラの映像を一定期間保存することで、もし不審者が侵入してトラブルを起こした場合などに備えています。また、寮生の安全のために寮の教職員が不定期に寮内を巡回します。時には部屋に立ち入り、室内を調べることもあります。過去に外部の者が寮内に潜んでいたこともあります。教職員が巡回するときは、快く協力するようにしてください。

宿日直教員

寮には教員が毎日交替で詰めています。

平日の場合、午後 5 時 00 分から翌朝の 8 時 30 分までは宿直教員 1 名と寮父母 1 名の計 2 名が、またそれに加えて午後 5 時 15 分から午後 9 時 15 分までは学寮指導教員 1 名も寮内にいます。

休日の場合、午前 8 時 30 分から翌朝の 8 時 30 分までは宿日直教員 1 名と寮父母 1 名の計 2 名がいます。

体調の悪いときやトラブルがあったとき、そして悩み事などがあるときは、気軽に相談してください。

体調不良

病気などで授業を欠席するときには学級担任・寮事務室に連絡し、保護者等の迎えによる帰省や医療機関での受診、または保健室で看護師の処置をうける等の対応をしてください。また、スクールカウンセラーにも相談することができますので、気軽に利用してください。

入寮選考

交通の便の悪さ等も相まって、本校の寮には例年定員を 50～60 名上回る入寮希望者がいます。そのため年度末に入寮選考を実施し、次年度の入寮者を決めています。選考の判断材料は、寮運営への貢献の度合い、通学距離、学校生活の状況など多くの観点から評価します。具体的には、指導寮生・副指導寮生として低学年寮生の指導をしてもらえるか、寮生会で寮の運営に貢献してくれるか、グリーンキーパー等の活動に参加して寮の環境改善に努力してくれるか、などです。個々の通学時間や経済的な問題も考慮しています。一方では、喫煙・飲酒・点呼など寮や学校の規則を破る、提出書類などの期限を守らない、迷惑行為、欠課時数が多いなどのマイナス面も反映されます。また、原則、全寮制(1,2 年生男子)であるため高学年になるほど寮に残るのが困難になります。

卒業するまで寮に入りたい事情があるなら、早くから種々の活動に積極的に参加してください。活動の場は出来る限り多く用意しようと思います。入寮選考に漏れてからではなく、漏れる前に寮に残りたいという姿勢を目に見える形で示してください。

以上、いろいろと書きましたが、寮は多くの仲間が生活しています。みんなが快適に過ごすためには、一定の制約は仕方ありません。「他の人はどう感じるだろう？」というちょっとした気配りをし、また逆に困ることには「やめてください」とはっきり言ってください。そして 5 年間の寮生活で、たくさんの楽しい思い出を作り、ひとりの人間として成長してくれることを望みます。

寮 生 心 得

1. 早寝早起きで健康管理。自分の体は自分で守ろう！
2. 点呼は寮生活の大原則。きちんと受けよう！
3. 部屋を空けるときは施錠する習慣をつけ、現金等貴重品の管理をしっかりしよう！
4. 自習時間は静粛に！必ず机にむかう習慣をつけよう！
5. 食事・入浴の時間はしっかり守ろう！
6. 掃除は全員で協力し、美しい環境を保とう！ ゴミはきちんと分別して捨てよう！
7. 同室者・隣人がいる。ギター、ステレオ等の音量は小さく！
8. 電気、水道代はただじゃない。節約しよう！
9. 積極的にボランティア、グリーンキーパー活動に参加しよう！

令和 7 年度柑紀寮年間

	4	5	6	7	8	9
1	火	木	日	火	金 試験予備日 編入学試験	月
2	水	金 火曜授業	月	水	土	火 成績判定会
3	木 荷物搬入	土 憲法記念日	火	木	日	水
4	金	日 みどりの日	水	金	月	木
5	土	月 こどもの日	木	土	火	金
6	日 入学式・開寮・入寮式・ 生活指導（1年）	火 振替休日	金	日	水	土
7	月 始業式・健康診断	水	土	月 生活指導（女子）	木 閉寮前大掃除	日
8	火	木 月曜授業	日	火	金 閉寮	月
9	水	金 授業参観期間	月	水	土 荷物搬出 オープンキャンパス	火
10	木 寮生避難訓練	土	火	木	日	水
11	金 指導寮生任命式・講話	日	水 中間試験期間	金	月 山の日	木
12	土	月 生活指導（1年）	木	土	火 一斉休業日	金
13	日	火	金 部屋替（1年生女子）	日	水 一斉休業日	土
14	月 生活指導（2年以上）	水	土	月 生活指導（1年男子）	木 一斉休業日	日
15	火	木 学生総会・寮生総会	日	火	金 一斉休業日	月 敬老の日
16	水	金	月 生活指導（1年）	水	土	火
17	木	土	火	木	日	水
18	金 新入生オリエンテーション	日	水	金	月 一斉休業日	木
19	土 ウェルカミングパーティー	月 生活指導（2年）	木	土	火	金
20	日 創立記念日	火	金	日	水	土
21	月	水 専攻科推薦・社会人入試	土	月 海の日	木	日
22	火	木	日	火 金曜授業 月例大掃除	金	月 一斉休業日
23	水	金	月 月例大掃除	水	土	火 秋分の日
24	木	土	火	木	日	水
25	金	日	水	金 予備日 火曜日授業（専攻科）	月	木 荷物搬入
26	土	月 月例大掃除	木	土	火	金
27	日	火	金	日	水	土
28	月 月例大掃除	水	土 専攻科学力入試	月 期末試験	木	日 開寮・部屋替
29	火 昭和の日	木	日	火	金	月 生活指導（全員）
30	水	金	月 生活指導（2年男子）	水	土	火
31		土		木	日	
備考						

行事予定表 (ゴシック字は学寮行事)

和歌山工業高等専門学校

	10	11	12	1	2	3
1	水	土	月 中間試験期間	木 元日	日	日
2	木	日	火	金	月	月
3	金 指導寮生任命式・講話	月 文化の日	水	土	火	火
4	土	火	木 CBT 実施日	日	水 予備日	水
5	日	水	金	月	木 期末試験	木
6	月 生活指導 (2年男子)	木	土	火 学校長推薦入試	金	金
7	火	金 午前：月曜授業 午後：高専祭準備	日	水	土	土
8	水	土 高専祭	月	木	日 学力検査入試・ 帰国生徒特別選抜入試	日
9	木 寮生避難訓練	日 高専祭	火	金	月 予備日	月
10	金	月 午前：高専祭後片付け 午後：月曜授業	水	土 荷物搬入	火	火
11	土 学校説明会	火 予備日	木	日	水 建国記念の日	水
12	日 学校説明会 (予定)	水 月曜授業	金	月 成人の日・開寮	木	木
13	月 スポーツの日	木	土	火 生活指導 (1年)	金	金
14	火	金	日	水	土	土 卒業式・修了式
15	水	土	月	木	日	日
16	木	日	火	金 予備日	月	月
17	金	月 月例大掃除	水	土 体験実習入試	火	火
18	土	火	木	日	水	水
19	日	水	金	月 生活指導 (2年)	木	木
20	月 生活指導 (1年)	木 月曜授業	土	火 金曜授業	金 終業式・追試・再試日 閉寮前大掃除・閉寮	金 春分の日
21	火	金	日	水	土 荷物搬出	土
22	水	土	月	木	日 学力検査入試 (追試日)	日
23	木	日 勤労感謝の日	火	金	月 天皇誕生日	月
24	金	月 振替休日	水	土	火 追試・再試日	火
25	土 寮祭	火	木 閉寮前大掃除	日	水 追試・再試日	水
26	日	水	金 閉寮	月 月例大掃除	木	木
27	月 月例大掃除	木	土 荷物搬出	火 学生総会・寮生総会	金	金
28	火	金	日	水	土	土
29	水	土	月	木 生活指導 (3年)		
30	木 入寮説明会	日	火	金		
31	金		水	土		
備考						

※「本科生および専攻科生行事計画表」に変更等があった場合には、本予定表は変更することがあります。

日課

規律ある生活は、日課を正しく守ることから始まり、日課を守ることによって気持ちよい一日が得られる。

起床	07:20	
清掃	07:20～07:40	
点呼	07:40（女子は07:20）（休日・補講日はなし）	
朝食	07:15～08:30	（ただし、休日は07:15～09:30）
登校	08:30	
昼食	11:40～13:00	
夕食	17:00～19:30	
入浴	17:00～21:30	
自習	19:30～21:30	コアタイム：1・2年 20:00～21:00 （ただし、休日の前日には特に設定しない）
門限	22:00	
点呼	22:00	
消灯	23:00（室内灯）	

トラブルが起きた場合の対処法

状 況	対 処 方 法
1. 隣室が騒がしい。	指導寮生または宿日直教員に連絡し解決してもらう。
2. 違反行為を見つけた。	指導寮生または宿日直教員に連絡し解決してもらう。
3. 学生同士のトラブルを目撃した。	指導寮生または宿日直教員に連絡し解決してもらう。
4. 部外者・異性の侵入を目撃した。 （通学生含む）	宿日直教員に連絡する。
5. 火災を発見した。	火災報知機のベルのスイッチを押して、周りにも大声で知らせる。 宿日直教員に連絡する。
6. 施設・物品を壊した。	寮事務室に届ける。（実費弁償）
7. 病気になった。ケガをした。	寮事務室に連絡し、保健室で診てもらう。 休日や夜間の場合寮事務室に行き、病院を紹介してもらう。 急病の場合 昼間は（寮事務室） 夜間は（宿直教員）に連絡する。 診察結果を寮事務室に連絡する。
8. 鍵を紛失した。	寮事務室に届ける。（実費弁償） 部屋鍵再発行費用 2,600 円 ※6 号館のみ 600 円
9. 盗難にあった。	宿日直教員に連絡する。

電話番号

電話は緊急時の最も有効な連絡方法である。番号をよく覚えておくとともに、家庭からの連絡の必要もあるので保護者によく伝えておくようにしよう。

学寮	寮（事務室）……………	(0738) 29-8255・29-8256
	宿日直教員携帯電話……………	(080) 1432-3658
	宿日直寮父母携帯電話……………	(080) 1471-4380
タクシー	御坊方面	
	御坊第一交通……………	(0738) 22-3366
	河南タクシー……………	(0738) 22-0916
	印南方面	
救急 病院	印南交通……………	(0738) 42-0105
	北出病院……………	(0738) 22-2188
	北裏病院（整形外科）……………	(0738) 22-3352
	紀伊クリニック（内科・外科）……………	(0738) 24-2222
	ひだか病院……………	(0738) 22-1111
	国立病院機構和歌山病院……………	(0738) 22-3256
	おおたにクリニック（学校医）……………	(0738) 29-2951
	西本医院……………	(0738) 22-0456
	橋本整形外科……………	(0738) 22-0036
	船井整骨所……………	(0738) 22-1561
	西田整骨院……………	(0738) 29-3002
	深谷外科医院……………	(0738) 23-1881
	えのもと眼科……………	(0738) 24-0880
	五木田歯科医院……………	(0738) 22-0502
	野尻歯科……………	(0738) 22-2013
	博愛歯科診療所……………	(0738) 29-8041
	中島医院……………	(0738) 22-0168
	むらがき心療内科皮膚科クリニック……………	(0738) 20-1167

禁止していること

1. 飲酒、喫煙
2. 異性寮への入館
3. 花札・トランプ・マーじゃん（ポンじゃん・パネルマーじゃんを含む）等による賭け事
4. 寮生以外の者の寮施設内への立ち入り（食堂・浴室も含む）
5. 持ち込み禁止物品
 - (1) 電熱器類（電気ヒーター・IHコンロ・電気ポット・炊飯器・たこ焼き器・ホットプレート等）

- (2) 火気を発する物品（ライター、簡易コンロ、花火等）
- (3) 冷蔵庫、除湿機、加湿器、空気清浄機
- (4) テレビおよびパソコン用ディスプレイ、プロジェクター、テレビゲーム機・ゲーム用コントローラ、携帯ゲーム機等
- (5) その他発熱を伴う機器（3Dプリンター等）
- (6) 酒類（ノンアルコールビール含む）、タバコ（電子タバコ含む）
- (7) 有害玩具、花札、マージャン（ポンジャン・パネルマージャンを含む）、ペット類、観葉植物
- (8) 単車等の無断持ち込み（1・2年生は持ち込み禁止）
- (9) 寮内外への自動車、電動キックボードの持ち込み
6. 寮内の備品（机、椅子、ベッド、その他）の無断持ち出し、分解、汚損、適切な位置からの移動
7. 許可を得ていない物品の販売や募金およびポスターの掲示
8. 建物に工作を加えることやドアや窓への貼紙、色合いを著しく変更する照明、落書きおよび塗色
9. フリマアプリによる郵送物
10. 他、法律に違反する行為

申し出により許可するもの

1. ノートパソコン（タブレットを含む）の持ち込み（デスクトップ型パソコンは許可されない。）（年度毎に手続きが必要）
2. 単車の持ち込み（ただし、3年生以上）（年度毎に学生係で手続きが必要）
3. 自転車の持ち込み（年度毎に学生係で手続きが必要。寮室内への持ち込みは原則禁止。退寮時には必ず持ち帰ること）
4. 体調管理に必要とされる物品

気をつけること

1. 貴重品について
 - (1) 不必要なもの、高価なもの、多額の金銭は持ってこない。
 - (2) 持ち物には必ず所有者の所属・氏名を明記しておく。
 - (3) 金銭は机のひき出し等に絶対放置しない。貴重品は各自用意した手提金庫（貴重品入れ）等に保管するか携帯する。
 - (4) 浴室へは貴重品は持参しない。
 - (5) 生活費の受取りについては、なるべく郵便局（または銀行）のキャッシュカードを用いるなどし、現金を寮室に置かない。
 - (6) 寮生間の金銭貸借は絶対しない。
2. 病気、事故時の処理について
 - (1) 病気などで授業を欠席するときには学級担任・寮事務室に連絡する。
 - (2) 保護者等の迎えによる帰省や医療機関での受診、または保健室で看護師の処置をうける等の対応をする。
 - (3) 夜間は宿直教員に申し出る。疾病その他の事情によっては指導寮生に援助を依頼することがある。
 - (4) 胃腸薬、風邪薬、痛み止め等の内服薬（常備薬）は、各自で責任を持って準備しておいてください。

- (5) (2) および (3) とともに事態によっては、校医、病院、専門医へ連絡し診療を受ける。健康保険証を持参してください。

3. 点呼の厳正について

- (1) 集団生活の基礎は、正確な点呼にある。各人は集団の中の一人であることをよく考えよう。
- (2) 点呼に遅れる事態が生じたときは、寮事務室に連絡する。
- (3) 理由不明の不在者がいたときは、同室者・同級生が自発的にその者の居所を明確にする努力をし、決して放置することのないようにする。(事故や病気のため、取り返しのつかないことになってはいけない)
- (4) 帰省等で外泊する場合は、必ず外泊願を当日(その日が土、日、休日の場合は直前の授業日)の13時までに提出する。(土・日曜日・祝日等については、各自が Web 上から外泊・点呼システム利用による届出をすること。)
- (5) 何か特別な理由で緊急に外泊する場合は、点呼までに寮事務室に連絡し、帰寮後2日以内に「事後報告書」を提出する。
- (6) 「点呼状況」が各フロアで掲示される。問題があれば期日までに寮事務室に申し出る。期限後の申し出は受け付けない。

4. 自習時間について

- (1) 静粛の時間であり、その間は自分の席で学習する。
- (2) 集団生活における勉強の仕方を心がけ、特に他人の迷惑にならないよう注意する。
- (3) 他の寮室への入室を控える。

5. 寮室の管理について

- (1) 登校・外出・帰省をする時は、電灯・エアコン・扇風機などの電源を切り、窓・ドアを施錠する。
- (2) 室内は整理、整頓し、掃除を徹底して、快適な雰囲気づくりをする。
- (3) 室内エアコンの「ダストボックス」や「フィルター」は、定期的に清掃する。
- (4) 廊下、窓下へはゴミ類は絶対に捨てない。
- (5) 自分で出したゴミ類は長い間ためておかずに早めに自分でゴミ置場へ持って行く。(御坊市のルールに従って、缶・ビン、ペットボトル、可燃物、不燃物に分別する。)
- (6) 学生証、部屋鍵等を失ったり、置き忘れてしまわないように、各人が十分気をつける。なお、鍵を紛失したときは弁償とする。
- (7) ベッドの畳については、万年床の状態での使用は厳に控え、起床したら布団をたたむ等により畳がみえる状態にし、毎週の掃除等で畳を拭く。また、定期的にシーツ等も洗濯する。

6. 就寝について

- (1) 消灯時刻後は特に静かにし、他人の安眠を妨げない。
- (2) 起床時刻に元気に起きられるよう充分睡眠をとり、活力を養おう。必ず自室のベッドで寝ること。

7. その他

- (1) 水や電気、トイレットペーパーなどの無駄使いはしない。トイレットペーパーなど公共消耗品を私物化しない。
- (2) ガラス等、公共物を破損したときは速やかに届け出る。
- (3) 廊下に私物を置かない。
- (4) 洗濯機・乾燥機内に洗濯物を放置したままにしない。
- (5) 故障の原因となるので、洗濯機、乾燥機には、衣服を一度にいっぱい詰めこまない。なお、その都度フィルターの掃除をすること。
- (6) その他、寮内外の環境を保全するように努める。
- (7) たこ足配線しないよう心がける。また、プラグに埃がたまらないように日頃から注意すること。
- (8) SNS、スマートフォンなど、電子ツール、電子機器を不適切に使用しないこと。

- (9) 寮内では、他人を思いやり、静粛を心がける。
- (10) 非常用袋はすぐに持ち出せるところに保管しておき、非常用袋の中身を確認しておくこと。

帰宅が必要となる場合

次に掲げる場合は、学寮での生活は困難であると判断し、原則として、保護者等の迎えにより帰宅していただくこととなります。

1. 風邪等による発熱がある場合など、自宅での療養が必要と判断される場合
2. 他の寮生に感染の恐れがある病気や長期に渡る病気を発症した場合
3. 一人での入浴や食事等が困難な場合
4. 他の寮生に危害を加える恐れがあると判断される場合
5. 自らを傷つける恐れがあると判断される場合
6. 特別な理由もなく、授業への出席状況が著しく悪いと判断される場合
7. その他、学寮の管理運営上、支障を来すと判断される場合

通称「いじめ」について

寮内外を問わず、「いじめ」は許されません。絶対に行わないこと。

1. 「いじめ」の定義

- (1) 「いじめ」とは本校に在籍する学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生（本校在籍学生等）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた学生の気持ちを重視して行うものとする。ただし、ケンカ等は除く。

（本校いじめ防止基本方針および文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部を引用）

2. こんなことも「いじめ」に含まれます

- (1) すれ違いざまに、わざとぶつかる行為や挨拶に見せかけて、強く肩をたたくような行為。
- (2) みんなの前で馬鹿にする行為。
- (3) かばんやペンなど、物を相手に投げつける行為。また、物を体の近くに投げつける行為も含む。
- (4) 毎日、購買部に買い物に行けと命令するような行為。また、このときに購入代金を支払わない行為。
- (5) 嫌がらせとして、相手の持ち物を破壊する行為。たとえ壊さなくても、かばんに泥を詰める等、激しく汚すなどの行為も含む。
- (6) 他人の携帯電話を使用して、その人物になりすますことで、相手の人間関係を故意に悪化させようとする行為。

※これらは犯罪行為とみなされる場合もあります。

学寮における指導・処分について

安全で安心な学寮生活を送るためには、寮生 1 人ひとりが決められた規則等を守り、寮内の秩序を保つことが重要です。学寮委員会では、「学寮（柑紀寮）のしおり」などに記載された禁止事項に反する行為、他の寮生への迷惑行為、通学生の無断侵入、社会通念上良くないとされる行為等について、指導・処分を行います。

処分の種類は、主事注意、主事嚴重注意、校長訓告、停学、退学となります。主事注意、主事嚴重注意では、保護者を召喚する場合としない場合があります、校長訓告以上は保護者を召喚します。また、違反行為等によっては、本校学寮管理運営規則に基づき、退寮を命じる場合があります。また、必要に応じて、退寮を勧告する場合があります。

指導・処分は、本校学則、学寮管理運営規則および学寮規則等に基づいて、個々の補導状況、処分歴、配慮すべき事由などを考慮し、学寮委員会において総合的に判断した上で決定します。複数の違反行為等が同時に発生した場合は、処分が加算されることがあります。また、再発防止を目的とした指導的措置として、主事指導、誓約書・反省文の提出、反省通学などを課すことがあります。

主な寮生指導・処分（単一の違反行為が発生した場合）

違反事項	1 回目	2 回目	3 回目	特記事項
飲酒・喫煙の現認	停学 3 日	停学 4 日	無期停学	20 歳以上にも適用
飲酒・喫煙の発覚 酒類・タバコの所持 (空き容器、吸い殻含む)	停学 1 日	停学 3 日	停学 4 日	20 歳以上にも適用
麻雀、花札	主事注意	主事嚴重注意	停学 3 日	
賭け事	停学 3 日	停学 4 日	無期停学	
異性寮への侵入 異性寮への侵入幫助	停学 3 日	停学 4 日	無期停学	3 年生以上に相当する 年齢の学生は初回で退寮
器物破損	主事注意	主事嚴重注意	停学 3 日	実費弁償
暴力行為	審議			
薬物（麻薬等の使用・保持）	審議			
いじめ行為	審議			
窃盗	審議			
点呼不在（注 1）	主事注意	主事嚴重注意	校長訓告	
深夜館外外出	主事注意	主事嚴重注意	校長訓告	
その他	審議			

注 1）「点呼不在」には、無断外泊、点呼不一致（外泊・点呼システムによる未申請、申請済みでありながら在寮している、定時に点呼に出ない）、事後報告書未提出（外泊時に急遽帰寮することが出来なくなった旨、寮事務室に連絡したが、指定日までに事後報告書を寮事務室に提出しなかった場合）なども含みます。「点呼不在」は、毎年度、4 月からの通算 12 回以上で 1 回目、18 回以上で 2 回目、24 回以上で 3 回目とカウントします。

柑紀寮防災マニュアル

1. 寮外への避難を要する災害について

(1) 火災の場合（火災警報機作動時を含む）

まず最初に

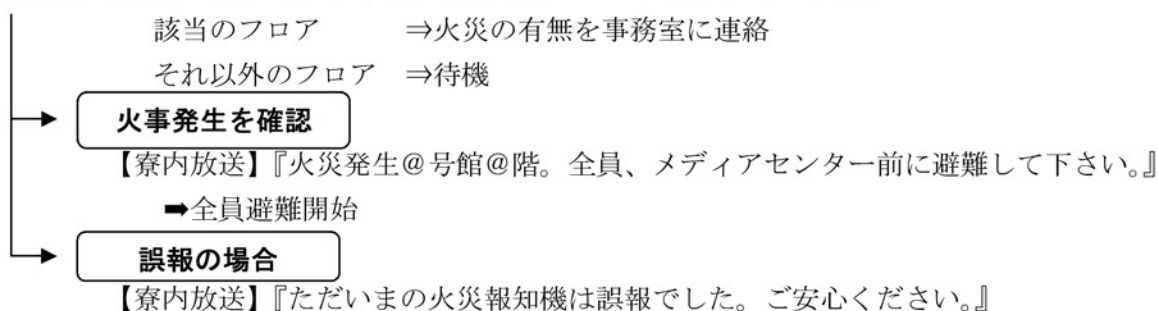
火災発見者は大声で周囲の者に知らせ、援助を求めること
火災報知機が鳴ったら、周囲の安全および火元の確認をすること

火事が発生しているフロア

寮事務室へ状況報告
可能な限り初期消火への協力（消火困難と判断したら、すぐに中止）
早期に避難開始

火事発生の有無が不確かなフロア

【寮内放送】『@号館@階で火災報知機作動。ただいま、調査中です。』



(2) 大地震の場合

まず最初に

落ち着いて身の安全を確保する。

- 机等の下に入り、落下物・転倒物より身を守る
- ドア・窓を開け、避難経路を確保する
- あわてて外に飛び出さない
- すばやく火気の始末をする

避難方法

揺れが収まったら非常持出し袋を携帯し、避難を開始

避難開始時期

自己判断による避難の開始（但し、寮内放送がある時はその指示に従う）

- 放送設備の使用の可否が不明
- 地震発生当初での、各号館の被災状況の判断が不可能
- 宿日直教員が被災しており、指示を出せない可能性あり

(3) 津波の場合

気象警報注意報

津波注意報：発令時は絶対海に近づかない

津波警報：高所へ避難する

避難開始時期

気象情報および地域の防災放送等を参考に自己判断する
(但し、案内放送がある時はその指示に従う)

2. 避難方法

基本ルール

避難誘導は避難経路に近い人が行う

- 指導寮生・副指導寮生がいる場合はその限りではない

安全な避難経路を選択

- 火元の位置、混雑状況等を考慮
- 非常階段の積極的な利用
- 1フロア2方向避難の選択検討

居室の確認

- 隣接居室、友人等の存在確認
- 各部屋をノックしながら避難

煙が充満している場合には姿勢を低くして、避難する

共通避難集合場所

メディアセンター前駐車場（“おがたまの丘”）

点呼

フロア毎部屋順に整列し、先頭のものが点呼をとり、教員に報告する

3. 寮外への避難を要しない災害について

台風等の場合

飛来物により怪我をする場合があるため、外出は自粛する

窓ガラスが破損した場合は隣室等へ緊急避難する

- 無理な応急処置の禁止
- 2次災害防止（飛散した物品で怪我をする場合がある）

学寮における経費等

1. 学寮で寮生が生活するために必要な経費（給食費・光熱水費等）は、次のとおりです。

学寮経費および給食費計 約 38,000 円（1 ケ月）

各々の経費の納入については、届け出ている自動引落口座から指定日に引落します。

詳細については、本校財務企画係および給食委託業者から通知される「自動引落年間予定表」および「給食費および給食経費額一覧」で確認してください。

○学寮経費 約 13,000 円（1 ケ月）

- ・学寮寮生負担金 12,500 円（1 ケ月）※年額 150,000 円
- ・寮生会費 720 円（120 円×6 ケ月）×2 回（4、10 月）
- ・寄宿料 月額 700 円、ただし、個室は 800 円

○給食費 約 25,000 円（1 ケ月）（営業日数等により変動します）

- ・日額給食材料費 920 円×20 日

（1 日 3 食 土・日・休日およびそれらの前日の夕食を除く）

- ・特別給食材料費 500 円（8 月を除く偶数月のみ）
- ・諸経費約 8,000 円（1 ケ月）（年間の営業日数等により変動します）

※土・日・休日に在寮する場合の給食について

土・日・休日とその前日の夕食の食券は、購買部で各自指定日に購入することになっています。（朝食 210 円、昼食 315 円、夕食 395 円）

土・日・休日を全て在寮すれば、上記給食費の外に約 10,500 円（1 ケ月）程度必要です。

2. 欠食申請および給食材料費の返還について

授業日に連続 3 食以上欠食しようとするときは、欠食となる日の 3 授業日前の 13 時までに「欠食願」を寮務係に提出し、以下の理由により許可されれば、給食材料費が業者との契約口座へ返還されます。

〈欠食許可例〉 就職試験、特別教育活動、学外実習、クラブ活動、病休、忌引、休学、その他

3. 帰省・帰寮用バス回数券

帰省・帰寮の際、熊野御坊南海バスを割引料金で利用できます。指定日に業者が寮事務室に回数券を販売に来ますので、ご利用ください。

学寮生活に必要な物

物 品	備 考
1.印鑑	本人認印
2.健康保険証	病気・負傷時に必要。持参しない場合実費になることがある。
3.寝具	布団・枕・シーツ
4.洗面用具	洗面器・タオル・石鹸・シャンプー・歯ブラシ
5.日用品	くずかご・コップ・雑巾・洗濯かご・洗剤・体温計・ハンガー・目覚まし時計・電気スタンド・IH 対応鍋
6.その他	手提金庫（貴重品入れ）、衣類・学習用品、常備薬（風邪薬、胃腸薬等）など

※必ず所持品には名前を書いておくこと。

※サーキュレーター（扇風機）、ドライヤーは持込可能です。

寮生が直接関係する係と事務内容（抜粋）

学生課寮務係

1. 寮生の補導に関すること。
2. 寮生の福利厚生に関すること。
3. 寮生の保健衛生に関すること。
4. 寮生の日課に関すること。
5. 寮生会、その他の集会、諸行事に関すること。
6. 学寮食堂および寮生の給食に関すること。
7. 寮生の郵便物、電話等に関すること。
8. 寮生の出版物、掲示等に関すること。
9. 寮生の記録、諸届けに関すること。
10. 寮生に対する物品の貸与および保全に関すること。

窓口対応等について

窓口対応時間等

8：30～17：00（時間外については、緊急時以外対応できません）

時間外および土日・休日に提出された書類等は、全て翌授業日扱いとなります。

宅配物等について

郵便物・宅配物等を配達指定する場合は、土日・休日及び17：00以降の時間を指定しないようにしてください。郵便物や宅配物には明確な住所等を必ず記入すること。

（例）〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77

和歌山工業高等専門学校 学寮 ○号館○○○号室

○○学科○年 ○○○○宛

現金（着払い含む）および要冷蔵・要冷凍の宅配物は、一切取扱いできません。

※昨今、大量の宅配物が業者から直接配達され、預かるスペースの確保が難しくなっています。できる限り配達先は自宅とし、必要であれば帰寮時等に各自が持ち込むようにしてください。今後この状態が続くならば、宅配物の受付の取りやめを検討することとなります。

寮生の呼出について

携帯電話を所持している寮生は寮務係の電話番号を登録しておくようにしてください。

（電話番号）

0738-29-8255

0738-29-8256

また、緊急な呼び出し等もありますので、携帯電話を所持している寮生は必ず電話に出るよう、または電話を折り返すようにしてください。

学寮内ネットワーク運用について

1. 概要

柑紀寮に設置するネットワークは 10G バイト×1 回線の大容量回線により外部ネットに接続している。また、無線アクセスポイントを交流スペース（談話室）に設置しているため、無線でのアクセスが可能である。

本ネットワークの利用においては、教育寮として必要な利用上の規則を定める。

2. 接続できる機器等

(1) 寮室および談話室で接続できる情報端末は下記に限定する。

- ・持込許可を得たノート型パソコン（タブレットを含む）
- ・携帯電話

(2) イーサネットケーブル（1.5m以上）は各自用意する。

(3) 居室における無線アクセスポイントの設置を禁止する。

（ネットワーク全体の通信障害を防止するため）

(4) 外部モニター（テレビ）、プロジェクターの持込は禁止する。

3. 運用

(1) インターネット上の学外サイトの閲覧は 23 時から 5 時まで制限を設ける。

(2) イーサネットの設定（IP アドレス等）は学校から提示するもの以外の使用は禁止する。

(3) パソコンにはウイルスチェックソフトを必ずインストールすること。

(4) 大容量の動画などのダウンロードは禁止する。

(5) 違法ダウンロードは禁止する。

(6) 暴力、アダルトなどの有害サイトへの接続は禁止する。

(7) 寮室内のネットワーク接続機器を紛失・破損した場合は弁償させる。

エアコンの取扱いについて

・使用期間および設定温度等

夏季（4/1～10/30）：26℃（冷房）

冬季（11/1～3/31）：21℃（暖房）

※夏季は冷房、冬季は暖房のみの使用とする。（ドライ等他の運転モードを使用しない）

日に 4 回（0:00、8:30、13:00、16:00）集中管理により一旦停止させる。

学寮食堂利用心得

1. 食堂を利用する者は、セルフサービスにより食事をし、食堂内の清潔に心掛ける。
2. 食堂内を許可なく食事以外の目的に使用しない。
3. 食堂の衛生管理のための指示等には積極的に協力する。
4. 所定の給食時間内に、食事を行う。なお給食以外の食物を持込まない。
5. 給食物、および食器を持出さない。
6. 寮生は、全員この食堂で3食の食事をしなければならない。
7. 土、日、休日およびそれらの前日の夕食の食券は3授業日前(通常水曜日)の13時までに購買部で購入する。
8. 給食時間
朝食 7時15分から8時30分まで (ただし、休日は7時15分から9時30分まで)
昼食 11時40分から13時まで
夕食 17時から19時30分まで
※学校行事等により、給食時間を変更する場合がある。
9. 通学生を入れないこと。

ある月のメニュー例

日	曜	朝食		昼食			夕食	
		A	B	A	B	C	A	B
1	土	パン	ごはん	親子丼			麻婆茄子	
2	日	パン	ごはん	ベベロンチーノ			いわしフライとクリームコロッケ	
3	月	パン	ごはん	タンメン	一口餃子の磯部揚げ	キーマカレー	グリルチキン カレー風味	豚挽肉と野菜の塩炒め
4	火	パン	ごはん	中華丼	鶏の唐揚げ	ポークカレー	ハンバーグ ジンジャーソース	塩鶏肉じゃが
5	水	パン	ごはん	穴子天ぷらうどん	親子入り卵	ビーフカレー	ポーク焼肉とデミコロッケ	鯖の生姜煮
6	木	パン	ごはん	ジャコ炒飯	鶏と野菜の揚げ出し中華あん	チキンカレー	【勝ち飯】鶏むね肉のパン粉焼きセット	
7	金	パン	ごはん	すき焼き丼	豚挽肉ともやしのねぎソース	ハヤシライス	アジフライ	
8	土	パン	ごはん	ポテトコロッケとチキンカツ			豚しゃぶのピリ辛サラダ仕立て	
9	日	パン	ごはん	ミートソーススパゲティ			鶏の黒胡椒炒め	
10	月	パン	ごはん	豚丼	チキンの味噌マヨネーズソース	キーマカレー	油淋鶏	白身魚のマヨネーズチーズ焼き
11	火	パン	ごはん	とんこつラーメン			イタリアンハンバーグステーキ	
12	水	パン	ごはん	大判きつねうどん	チキンカツの和風おろしあん	ビーフカレー	バジルチキンソテー	さばカレーカツ
13	木	パン	ごはん	しらす丼	豚肉の南蛮焼	チキンカレー	【大分県】鶏天	ポークと野菜のデミシチュー
14	金	パン	ごはん	ツナコーンピラフ	豚肉のピリ辛味噌炒め	ハヤシライス	デミ味噌ハンバーグ	
15	土	パン	ごはん	ベーコンのトマトソースパスタ			鶏の唐揚げ オーロラソース	
16	日	パン	ごはん	鶏肉と野菜のうま煮			豚肉と野菜の韓国スープ煮	
17	月	パン	ごはん	横浜もやしあんかけラーメン	鶏もも肉のこがし味噌焼き	キーマカレー	シューマイのピリ辛あんかけ	豚肉の粗挽きベッパ焼き
18	火	パン	ごはん	ロコモコハンバーグ	きんぴら焼肉	ポークカレー	ビッグメンチカツ	塩豚と野菜のポトフ
19	水	パン	ごはん	【茨城県】スタミナラーメン	鶏肉のマヨ味噌焼き	ビーフカレー	鶏肉のハニールemonとコロッケ	白金鯉のカレー揚げ
20	木	パン	ごはん	中華丼	とんかつ御盆ズ	チキンカレー	【イベント】卒業お祝いプレート	
21	金	パン	ごはん	ミックスうどん	鶏肉の甘酢あんかけ	ハヤシライス	ポークソテーBBQソース	
22	土	パン	ごはん	野菜うま煮とポーク焼売			豚肉ときくらげの卵炒め	
23	日	パン	ごはん	クリームミートソーススパゲティ			鶏むね肉のふくらみ揚げ焼き	
24	月	パン	ごはん	豚肉の生姜焼き丼	ハンバーグデミグラスソース	キーマカレー	鶏肉のチーズピカタ	白身魚ザンギ
25	火	パン	ごはん	味玉とんこつラーメン	鶏もも肉の竜田揚げ	ポークカレー	鶏肉のソテー 柚子胡椒ソース	豚しゃぶおろしポン酢
26	水	パン	ごはん	三色丼	豚肉のオイスターソース炒め	ビーフカレー	【四日市】トンテキ	チキンときのこの豆乳シチュー
27	木	パン	ごはん	肉ネギうどん	ささみの明太マヨ焼き	チキンカレー	豚カツ	鶏肉と根菜の甘酢
28	金	パン	ごはん	鶏肉きんぴら丼	ポークソテージンジャーソース	ハヤシライス	肉団子と春雨のスープ煮	

諸 手 続 一 覧

1. 交付を受けるもの

種 類	担 当 係	時 期	備 考
学 生 証	教 務 係	入 学 直 後	有効期限が切れたものは無効
在 学 証 明 書	〃	原則 3 日前※	発行願が必要
成 績 証 明 書	〃	〃	〃
卒 業 見 込 証 明 書	〃	〃	〃
通 学 証 明 書	学 生 係	〃	〃
学 生 旅 客 運 賃 割 引 証	〃	〃	〃
在 寮 証 明 書	寮 務 係	〃	〃

※土曜、日曜、祝日および学校の休業日を除いた日数

2. 届出をするもの（用紙は各係で交付を受ける）

種 類	担 当 係	時 期	備 考
保 護 者 等 変 更 届	教 務 係	その都度	
住所変更（改氏名、転籍）届	〃	〃	
欠席（欠課、遅刻、早退）届	〃	〃	
長 期 病 気 欠 席 届	〃	〃	医師の診断書を必要とする

3. 願出をするもの（用紙は各係で交付を受ける）

種 類	担 当 係	時 期	備 考
学 生 証 再 交 付 願	教 務 係	その都度	
休 学 願	〃	原則 5 日前※	病気の際は医師の診断書を必要とする
復 学 願	〃	〃	〃
退 学 願	〃	〃	〃
忌 引 願	〃	その都度	
特別欠席（欠課、遅刻、早退）願	〃	〃	
学 生 団 体 結 成 願	学 生 係	〃	
校 外 団 体 加 盟 願	〃	〃	
校 外 行 事 参 加 願	〃	〃	1 週間前までに提出すること
集 会 （ 行 事 ） 許 可 願	学生係・寮務係	〃	〃
印刷物配布（販売）許可願	学 生 係	〃	
掲 示 許 可 願	〃	〃	
施 設 ・ 設 備 使 用 許 可 願	〃	〃	
留 学 願	教 務 係	〃	
合 宿 施 設 使 用 許 可 願	学 生 係	7 日前	
自 動 車 等 使 用 許 可 願	〃	指定期日およびその都度	

種 類	担 当 係	時 期	備 考
自動車許可証の再交付願	学 生 係	その都度	
自転車通学・持込届	〃	指定期日およびその都度	
高等学校等就学支援金受給資格申請書	〃	指 定 期 日	
入 学 料 免 除 願	〃	〃	
授 業 料 免 除 願	〃	〃	
授業料延納（分納）申請書	〃	〃	
寄 宿 料 免 除 願	〃	〃	
入 寮 願	寮 務 係	〃	
入 寮 誓 約 書	〃	〃	
学 生 カ ー ド	〃	〃	
入 寮 免 除 願	〃	その都度	
退 寮 願	〃	10 日前	
外泊願（点呼免除願）	〃	当日 13 時	土・日・祝は直前の授業日
欠 食 願	〃	3 授業日前	連続 3 食以上の場合に限る
事後報告書	〃	その都度	帰寮後 2 日以内
パソコン持ち込み願	〃	〃	
寮室内自転車持ち込み願	〃	〃	

※土曜、日曜、祝日および学校の休業日を除いた日数

4. その他

種 類	担 当 係	時 期	備 考
図 書 の 貸 出	図 書 係		
スポーツ振興センター給付金の交付	財務企画係	その都度	
授業料・寄宿料の納入	〃		前期（4 月）、後期（10 月）
入 学 料 の 納 入	〃	入 学 時	
後 援 会 費 等 の 納 入	〃		前期（4 月）、後期（10 月）
寮 生 負 担 金 の 納 入	〃	毎 月 26 日	自動引落
給 食 経 費 の 納 入	給食業者	毎 月	自動引落

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料等の額）

第31条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。

（寄宿料）

第36条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、第31条に規定する寄宿料を納付するものとする。

第37条 （条文及び第1～3項は省略）

4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除にすることがある。

5 前各項に関し、必要な事項は別に定める。

（納付した授業料等）

第38条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、還付しない。（以下の条文省略）

第9章 学 寮

（学寮）

第53条 本校に教育施設として学寮を設ける。

第54条 第1学年及び第2学年の学生は、学寮に入寮して教育を受けるものとする。ただし、校長が特に認めたものについては、この限りでない。

第55条 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。



和歌山工業高等専門学校学寮管理運営規則（抜粋）

（収容）

- 第3条 前項の目的を達成し、かつ、学生の学園生活への適応を促進させるため、学寮に第1学年及び第2学年学生の全員（女子学生及び第15条第1項ただし書の規定による学生を除く。）を収容する。
- 2 女子学生及び第3学年以上の男子学生（専攻科生を含む。以下同じ。）に対しては、選考により収容する。

（管理運営責任者）

- 第4条 学寮に寮務主事を置く。
- 2 寮務主事は、校長の命を受け、学寮管理運営の責任者として寮生の指導に当たる。
- 3 寮務主事は、常に学生主事と緊密な連絡を保ち、寮生の指導に遺漏のないように努める。
- 4 寮務主事は、教授又は准教授をもって充てる。

（入寮命令）

- 第9条 校長は、新入学生全員（女子学生及び第15条第1項ただし書の規定による学生を除く。）を入学と同時に入寮させ、保護者等の連署を得た入寮誓約書（様式第1号）を提出させる。
- 2 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うものとする。
- 3 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。
- 4 保護者等とすることができる者は、寮生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める寮生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、寮生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。
- 5 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、寮生の指導・支援への意向のある者とする。
- 6 保護者等が住所等を変更した場合は、入寮誓約書（様式第1号）により速やかにその旨を校長に届け出なければならない。
- 7 保護者等が死亡し、又は前第3項の要件に該当しなくなった場合は、新たに保護者等となる者を定めて、入寮誓約書（様式第1号）により直ちに校長に提出しなければならない。

（入寮願及び許可）

- 第10条 女子学生及び第3学年以上の男子学生で入寮を希望する者は、指定する日までに、入寮願（様式第2号）を寮務主事を経て校長に提出しなければならない。
- 2 入寮を許可すべき者の選考は、寮務主事補の意見を聴いて寮務主事が行う。
- 3 入寮の許可は、前項の選考の結果に基づいて校長が行う。
- 4 入寮の許可期間は、1年以内とし、入寮の許可は前項の選考の結果に基づき、校長が年度ごとに行う。

（寄宿料）

- 第11条 出納命令役は、寮生に寄宿料として、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額を納付させる。
- 2 入退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は、1か月分納付させる。
- 3 休業期間中に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該期間の開始する月の前月の納入日までに納付させるものとする。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があったときは当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額をその際徴収することができるものとする。
- 5 寄宿料免除申請のことについては、別に定める規則による。

(施設保全義務)

第 13 条 寮生に対しては、居室、共用施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全させることに意を用い、次に定めるところに誠実に従わせなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室に他の者を宿泊させないこと。
- (3) 寮務主事の許可なくして居室に工作を加えないこと。
- (4) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (5) 寮務主事の許可なくして学寮施設に掲示、はり紙等をしないこと。
- (6) 故意又は過失により施設及び設備を滅失し、破損し、又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償させること。
- (7) 防火管理、災害防止対策、保健衛生管理その他学寮施設の管理運営上必要とする学校の指示を守り、積極的にこれに協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第 14 条 自主的な規律ある寮生活を確立するため、寮生会を組織させる。

2 寮生会会則は、寮務主事の指導の下に作成し、校長の承認を受けるものとする。

(入寮免除及び退寮許可)

第 15 条 第 1 学年及び第 2 学年の男子学生に対しては、自己の都合による入寮免除又は退寮は認めない。ただし、病気その他特別な理由により入寮免除願（様式第 3 号）を提出した学生に対し、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 女子寮生及び第 3 学年以上の男子寮生が、退寮を希望するときには、退寮予定日の 10 日前までに退寮願（様式第 4 号）を提出しなければならない。
- 3 前項の退寮の許可は、寮務主事を経て、校長が行う。
- 4 退寮の許可を受けた者に対しては、退寮に当たって、居室その他居室に附属する設備等について、校長の指定する職員（常勤の教員、事務職員及び技術職員をいう。以下同様）の検査を受けさせる。

(退寮命令)

第 16 条 寮生が次の各号のいずれかに該当したときは、校長は、退寮を命ずることができる。

- (1) 3 か月以上寄宿料又は第 13 条に定める経費の納入を怠ったとき。
- (2) 著しく風紀を乱す行為のあったとき。
- (3) 共同生活の秩序を著しく混乱させる行為のあったとき。
- (4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めたとき。
- (5) 退学（除籍を含む。）又は停学を命ぜられたとき。
- (6) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

(閉寮)

第 18 条 次の休業日の期間は、原則として学寮を閉寮する。

- (1) 春季休業
- (2) 夏季休業
- (3) 冬季休業
- (4) 学年末休業

2 前項の期間以外の期間における休業日にあっても閉寮することがある。

3 閉寮中においても、寮生が学校行事に参加する場合など、特別な理由により寮務主事が必要と認めた場合には、期間を定め、在寮を認めることがある。

様式第1号

入寮誓約書

和歌山工業高等専門学校長 殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則に遵守することを誓います。

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校
学科

氏名(自署)
平成 年 月 日生

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)
住 所
学生との関係
氏 名(自署)
緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

様式第2号

入寮願

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

工学科 第 学年

氏名(自署)

平成 年 月 日生

住 所(自宅)

保護者等
氏名(自署)

本人との続柄

住 所

下記の事由により、入寮したいので、御許可下さるようお願いします。
なお、入寮のうえは、学寮における諸規則を固く守ることを誓います。

記

1. 事 由

2. 入寮希望年月日 令和 年 月 日

*入寮年月日 令和 年 月 日

様式第3号

入寮免除願

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

学科 第 学年

氏名(自署)
平成 年 月 日生

住 所(自宅)

保護者等
氏名(自署)
住 所

このたび、下記の事由により、入寮を免除して下さいをお願いします。

記

1. 事 由

2. 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(注) 1. 免除の事由を証する証明書等の提出を求めることがある。
2. 自宅通学希望者については、所定の事由書を提出すること。
現員 名

様式第4号

退寮願

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校長 殿

工学科 第 学年

氏名(自署)

平成 年 月 日生

学寮室番号
入寮年月日 号館 号室
年 月 日

保護者等氏名(自署)

住 所

下記の事由により、退寮したいので、御許可下さるようお願いします。

記

1. 事 由

2. 退寮希望年月日 令和 年 月 日

3. 退寮後の予定住所

*退寮年月日 令和 年 月 日 現員 名

和歌山工業高等専門学校学寮規則(抜粋)

(総則)

- 第1条 和歌山工業高等専門学校学寮管理運営規則第20条の規定に基づき、本規則を定める。
- 第2条 和歌山工業高等専門学校学寮は、「柑紀寮」(こうきりょう)と呼称する。
- 第3条 柑紀寮(以下「寮」という。)各号館各室の寮生配置は、寮務主事がこれを定める。
- 第4条 寮生会は、会則の制定、改正、事業計画等について、寮務主事を通じ校長の承認を得るものとする。
- 第5条 寮生会の役員は、すべて和歌山工業高等専門学校寮生会会則の規定により選出し、校長が任命する。
- 第6条 校長は、寮務主事の推薦に基づき、寮生の日課、勉学その他の指導に当たらせるため、第3学年以上の寮生の中から指導寮生及び副指導寮生を任命する。
- 2 前項に定める指導を円滑に行うため、寮に指導寮生委員会を置く。
- 3 指導寮生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(日課)

- 第8条 寮生は、外泊しようとするときは外泊願(点呼免除願)(様式第1号)を外泊当日(その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び休業日の場合は直前の授業日)の13時までに提出し、寮務主事の許可を得なければならない。

(保健及び衛生)

- 第9条 寮生は、寝具及び被服を随時日光にさらす等、常に保健衛生に留意しなければならない。
- 第10条 日課の清掃のほか、定期的に寮内外の大掃除を行わなければならない。
- 第11条 寮生は、学校伝染病の予防に留意し、罹患した者は、学校の指示する対策に忠実に従わなければならない。
- 第12条 疾病負傷にかかった者は、速やかに宿日直教員に申し出て指示を受けるものとする。

(集会、行事及び印刷物)

- 第13条 寮生が集会又は行事をしようとするときは、集会・行事許可願(様式第2号)により寮務主事に願い出て許可を得なければならない。
- 2 集会又は行事が終わったときは、責任者は、速やかに寮務主事に報告しなければならない。
- 第14条 寮内の印刷物配布等については、寮務主事の許可を得なければならない。

(禁止事項)

- 第15条 寮生は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 自習時間内にみだりに外出し、自席を離れ、又は飲食すること。
 - 二 自習時間中他の寮生の勉学を妨げ、また消灯後安眠を妨げること。
 - 三 非常の場合以外に消灯時刻以後、自室内で点灯すること。
 - 四 寮内において所定以外の履物を用いること。
 - 五 所定以外の火気及び電熱器類を使用すること。
 - 六 飲酒、喫煙等すること。

(欠食)

- 第16条 疾病負傷、特別欠席、忌引、退学、休学等の事由により、連続3食以上の食事を不要とする者は、欠食となる日以前の3授業日前の13時までに、欠食願(様式第3号)を提出し、寮務主事の許可を得なければならない。

様式第1号

提出日 令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校
寮 務 主 事 様

担任確認印

外泊願（点呼免除願）

号館 号室 年 組 番

氏名

以下のとおり外泊（点呼免除）を許可願います。

■ 外泊理由：帰省・その他
()

■ 外泊先情報（自宅以外の場合のみ記入）：
住 ー ー

■ 点呼免除希望日（下記表に当該週からの日付を記入し、点呼免除該当日に○を付けてください。）

月

曜 日	月	火	水	木	金	土	日
日 付	日	日	日	日	日	日	日
朝							
夜							

曜 日	月	火	水	木	金	土	日
日 付	日	日	日	日	日	日	日
朝							
夜							

- 外泊願の提出締切は外泊当日（その日が土、日、祝日の場合は直前の授業日）の13時です。
- 休日（土・日・祝日）の前夜および翌朝以外に○をつけた場合は、学級担任（クラブ活動の場合は、クラブ部長）の承認が必要となります。
- 書類に未記入・不備がある場合は、無効になることがあります。

様式第1号

記入例 4/11（火）～4/13（木）の外泊の場合

提出日 令和5年 4月 9日

和歌山工業高等専門学校
寮 務 主 事 様

担任確認印

外泊願（点呼免除願）

号館 号室 年 組 番

氏名 高専 太郎

※週末等に外泊するときは、当日の午後1時までに、各自がWeb上から外泊・点呼システム利用による提出が必要です。

以下のとおり外泊（点呼免除）を許可願います。

■ 外泊理由：（帰省）その他
()

■ 外泊先情報（自宅以外の場合のみ記入）：
住 ー ー

■ 点呼免除希望日（下記表に当該週からの日付を記入し、点呼免除該当日に○を付けてください。）

4 月

曜 日	月	火	水	木	金	土	日
日 付	日	11日	12日	13日	日	日	日
朝			○	○			
夜		○	○				

曜 日	月	火	水	木	金	土	日
日 付	日	日	日	日	日	日	日
朝							
夜							

- 外泊願の提出締切は外泊当日（その日が土、日、祝日の場合は直前の授業日）の13時です。
- 休日（土・日・祝日）の前夜および翌朝以外に○をつけた場合は、学級担任（クラブ活動の場合は、クラブ部長）の承認が必要となります。
- 書類に未記入・不備がある場合は、無効になることがあります。

様式第2号

集会・行事許可願

令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校
寮 務 主 事 殿

責任代表者

工学科 第 学年

氏名(自署)

下記のとおり集会・行事をしたいので、ご許可下さるようお願いします。

記

1. 日 時 令和 年 月 日 ()
自午前・後 時 分～至午前・後 時 分
2. 場 所
3. 目 的
4. 主催者名
5. 施設・設備の名称
6. 参加者数

(注) ・集会・行事を行う1週間以前にこの願を提出して許可を受けること。
・学寮以外の施設・設備を使用する場合は、別途担当係に施設・設備使用許可願を提出し、許可を受けること。

様式第3号

提出日 令和 年 月 日

和歌山工業高等専門学校
寮 務 主 事 様

欠食願

号館 号室 年 組 番

氏名

提出の締切りは、欠食開始日の3授業日前の13時です。

下記理由により、欠食を許可願います。

連絡先	電話
理 由	

該当週からの日付を記入し、欠食該当分に○印を付けてください。ただし、欠食許可は、学寮規則第16条に規定する場合のみです。

曜 日	日	月	火	水	木	金	土
日 付	日	日	日	日	日	日	日
朝 食							
昼 食							
夕 食							

曜 日	日	月	火	水	木	金	土
日 付	日	日	日	日	日	日	日
朝 食							
昼 食							
夕 食							

※急用の帰省等の場合の欠食扱いについては、寮務係窓口で相談すること。
※書類等に未記入・不備がある場合は、無効になることがあります。

和歌山工業高等専門学校入学料、授業料の免除及び

徴収猶予並びに寄宿料免除規則（抜粋）

（除籍による免除）

第 21 条 寄宿料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、未納の寄宿料全額を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 納付すべき入学料を納付しないことにより除籍された場合
- (3) 授業料の未納を理由に除籍された場合

（特別な事情による免除）

第 22 条 学生又は学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき、選考の上、校長が、罹災当月の翌日から起算して 6 月間の範囲内において必要と認める期間免除を許可することができる。

（申請手続）

第 23 条 寄宿料免除を申請する者は、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除願（様式第 7 号）
- (2) 市区町村長の罹災証明書



和歌山工業高等専門学校寮生会会則

制 定 昭和41年10月 1日

最近改正 令和 4年 6月 9日

第1章 総則

第1条 和歌山工業高等専門学校学生寮（以下「学寮」という。）に寮生会（以下「本会」という。）を置く。

第2条 本会は和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の指導の下に寮の規律ある共同生活を自治的に推進し、人間形成の助長をはかり、本校教育の目的達成に資することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めるものとする。

- 一 学寮生活を楽しく豊かに規律正しいものにし、学寮のよい伝統を育てる。
- 二 学寮生活を通じ集団生活において自主的かつ民主的に行動する能力を養い、公民としての資質を向上する。

第4条 本会は学寮に在籍の学生（以下「寮生」という。）全員をもって構成する。

第2章 機関

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次の機関をおく。

- 一 寮生総会
- 二 執行委員会
- 三 潮風委員会
- 四 広報委員会
- 五 環境委員会
- 六 アンケート委員会
- 七 監査委員会

第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

- 一 寮生会長 1名
- 二 寮生副会長 1名
- 三 執行委員 若干名
- 四 書記 若干名
- 五 会計委員 若干名
- 六 監査委員 若干名
- 七 潮風委員
- 八 広報委員
- 九 環境委員
- 十 アンケート委員

ただし、潮風委員、広報委員、環境委員及びアンケート委員（以下「各種委員」という。）については、特に定員を設けない。

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 一 寮生会長
本会の会務を総括し、本会を代表する。

二 寮生副会長

寮生会長を補佐し、寮生会長に事故のある場合は、これを代行する。

三 執行委員

寮生会長及び寮生副会長を補佐し、各種雑務にあたる。

四 書記

寮生総会、執行委員会及び各種委員会の記録及び整理にあたる。

五 会計委員

本会の予算及び決算並びに出納に関することをつかさどる。

六 監査委員

第16条に定めるところによる。

七 各種委員

第23条に定めるところによる。

第8条 役員の決定方法は次のとおりとする。

一 寮生会長は全寮生の投票によって選出する。

二 寮生副会長は寮生会長が任命する。

三 執行委員は有志を募る。

四 書記、会計委員は寮生会長が任命する。

五 監査委員は有志を募る。

六 各種委員については有志を募る。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、各役員は、後任の役員が決定するまでの間、その任務を行うものとする。

第4章 寮生総会

第10条 寮生総会は本会最高の議決機関であって、定期総会は毎年2回（各学期1回）とし、寮生会長がこれを招集する。ただし、寮生の3分の1以上の要求があった場合、寮生会長が必要と認めた場合は臨時総会を招集することができる。なお、寮生総会開催にあたっては原則として1週間前に寮生に通知する。

第11条 寮生総会の議長は寮生会長が、副議長は寮生副会長がそれぞれ務めるものとする。

第12条 寮生総会は寮生の4分の3以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、重要事項の議決には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。なお、重要事項とは予算、決算、会則の改廃及び執行委員会が認めたものとする。

第5章 執行委員会

第13条 執行委員会は、寮生会長、寮生副会長、執行委員、書記、会計委員並びに第21条に定めるところの潮風委員長、広報委員長、環境委員長及びアンケート委員長（以下「各種委員長」という。）をもって構成する。

第14条 執行委員会に執行委員長をおき、寮生会長をもって充てる。

第15条 執行委員会は本会の運営に関する事項を企画立案する。又、総会で承認議決された事項の執行にあたる。

第6章 監査委員会

第16条 監査委員会は、全ての委員会に対して独立性をもち、本会の全ての会計を監査する。

第17条 監査委員は本会の他の役員を兼任することはできない。

第18条 監査委員会に監査委員長をおき、監査委員の互選により選出する。

第19条 監査委員会は、必要に応じて、監査委員長がこれを招集する。

第7章 各種委員会

第20条 潮風委員会、広報委員会、環境委員会及びアンケート委員会（以下「各種委員会」という。）は本会の活動の円滑化を図ることを目的とする。

第21条 各種委員会にそれぞれ各種委員長をおき、各種委員の互選により選出する。

第22条 各種委員会は、必要に応じて、各種委員長がこれを招集する。

第23条 各種委員会の活動は次のとおりとする。

一 潮風委員会

寮生により文集の編集を行う。

二 広報委員会

寮生に関する広報を行う。

三 環境委員会

寮内における環境保全活動を総括する。

四 アンケート委員会

寮食堂の食事及び設備に対する寮生の意見を把握し、改善を求める。

第8章 会計

第24条 本会会費は月額120円とし、4月に前期分、10月に後期分を、それぞれまとめて納付するものとする。

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
予算の執行については別に定める。

第26条 予算の使用については学生会細則を準用するものとする。

第9章 顧問

第27条 本会に顧問を置く。

第28条 本会顧問として、寮務主事が寮務主事補1名を任命する。

第29条 顧問は、本会に対する助言、諸活動への協力の他、監査委員と共に会計監査を行うものとする。

附 則

この会則は、令和4年6月9日から施行する。

和歌山工業高等専門学校指導寮生委員会規則

制 定 平成10年10月 1日

（目的）

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校学寮規則第6条第3項の規定に基づき、指導寮生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）

第2条 委員会は、寮務主事の指導の下、寮生の日課、勉強その他の指導を効果的に行うため、以下の事項を審議する。

- (1) 日課に関する事
- (2) 学習に関する事
- (3) 学寮委員会が主催する各種行事の実施に関する事
- (4) その他学寮の運営に必要な事

（組織）

第3条 委員会は、指導寮生及び副指導寮生をもって組織する。

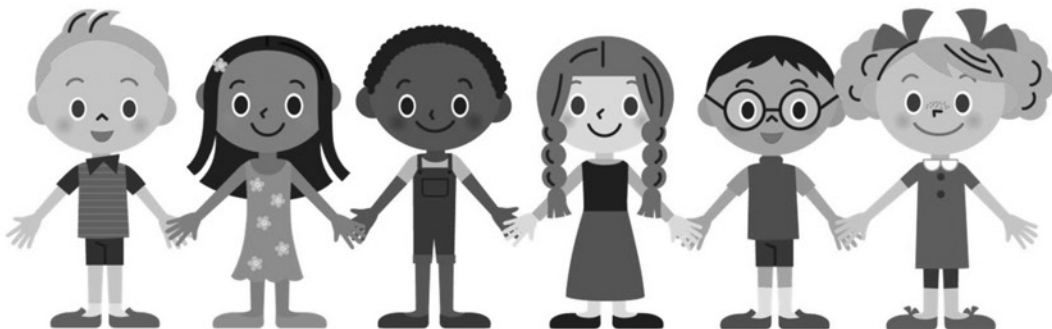
（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に指導寮生委員長（以下「委員長」という。）及び指導寮生副委員長（以下「副委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の委嘱による。
- 5 副委員長は、委員長を補佐する。

附則

この規則は、平成10年10月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。



和歌山工業高等専門学校柑紀寮防災要項

制 定 平成 9 年 1 2 月 4 日

最近改正 平成 1 6 年 1 1 月 1 1 日

1. 目的

この要項は本校の学寮において防災訓練を実施するとともに、火災等の災害が発生した場合に速やかに避難誘導し、災害からの寮生の保護、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 学寮自衛消防組織

火災等の災害発生に際して、寮生の安全確保に当たるために、学寮自衛消防隊を組織する。

(1) 学寮自衛消防組織本部

学寮自衛消防組織本部（以下「本部」という。）は、学生課寮務係事務室に置く。ただし、1 号館が火災の場合には 2 号館 1 階談話室に本部を置くものとする。本部は、災害訓練に際しては寮生指導の総括を図る。また、災害発生に際しては、寮生の安全確保に必要な指示を出し、関係者との連絡調整に当たる。

職 務	担 当 者	職 務 内 容
消 防 本 部 長	寮 務 主 事	火災状況を確認し、関係者と協議の上、寮生の安全確保のための適切な処置を指示する。
消 防 副 本 部 長	寮 務 主 事 補	本部長と協議し、各部署との連絡調整に当たる。
	当 直 教 員	火災発生と同時に状況確認の上、関係機関に迅速に通報する。本部長と連絡を取り、適宜の対策を行う。 自衛消防隊長への指示・寮生の避難誘導・点呼報告の受理。

※消防本部長が不在の場合、副本部長が代理となる。

(2) 学寮自衛消防隊（以下「学寮消防隊」という。）

学寮消防隊は、学校の指示に基づき防災訓練を実施する。また、災害発生に際しては、本部の指示に基づき迅速に寮生を避難させ、負傷者を救助する。

寮生に対して火災等災害発生の予防啓蒙活動を行う。

(3) 学寮消防隊員の選出

(A) 消防隊長は、1 名とし、指導寮生委員長が当たる。

(B) 消防副隊長は、2 名とし、指導寮生副委員長が当たる。

(C) 館隊長（階長との兼務）は、号館長が当たる。

(D) 階長は、各階の指導寮生が当たるが、指導寮生が隊長又は副隊長の場合には副指導寮生が代理となる。

(E) 隊員は、各階の副指導寮生が当たる。

3. 緊急時の処置

(1) 火災報知機が作動した場合、消防隊長及び消防副隊長は本部（学寮事務室）に集合し、本部長を補佐する。

(2) 館隊長、階長及び隊員は、緊急放送の指示に従って各部屋を点検し、異状の有無を本部に電話で報告する。

- (3) 火災等発生の場合、消防署等への通報は本部長又は副本部長が行う。
- (4) 火災発生等の場合は、本部長又は副本部長は緊急避難命令を寮生に通報し、迅速に避難させる。(別紙避難経路図参照)
- (5) 館隊長、階長及び隊員は、本部からの緊急避難放送の指示に従って寮生の避難誘導を行う。避難場所において階長は点呼を実施し、館隊長が集めて消防隊長に報告する。
消防隊長は、各階の点呼を確認後、本部長に報告する。
- (6) 消防署員の到着後は、その指示に従う。

4. 防災訓練

- (1) 通報訓練 災害発生の通報と、避難命令の伝達訓練
- (2) 消火訓練 消火器、消火栓を使用しての初期消火訓練
- (3) 救護訓練 負傷者の救護訓練
- (4) 避難訓練 部屋の防災処置、迅速な避難誘導、正確な点呼と安全確認等の訓練
 - 1. 緊急放送 寮内放送により寮生に火災発生場所を知らせるとともに、避難命令を出す。
 - 2. 避難誘導 避難誘導係の指示に従って、整然と迅速に避難する。速足で避難するが、前を歩いている者は追い越さない。
 - 3. 正確点呼 図書館棟前にて消防隊長は正確な点呼を実施し、本部長に報告する。

※避難訓練は、年2回必ず実施（別紙学寮避難訓練実施要項参照）し、その他の項目は適宜に行う。

附則

この要項は、平成9年12月4日から施行する。

附則

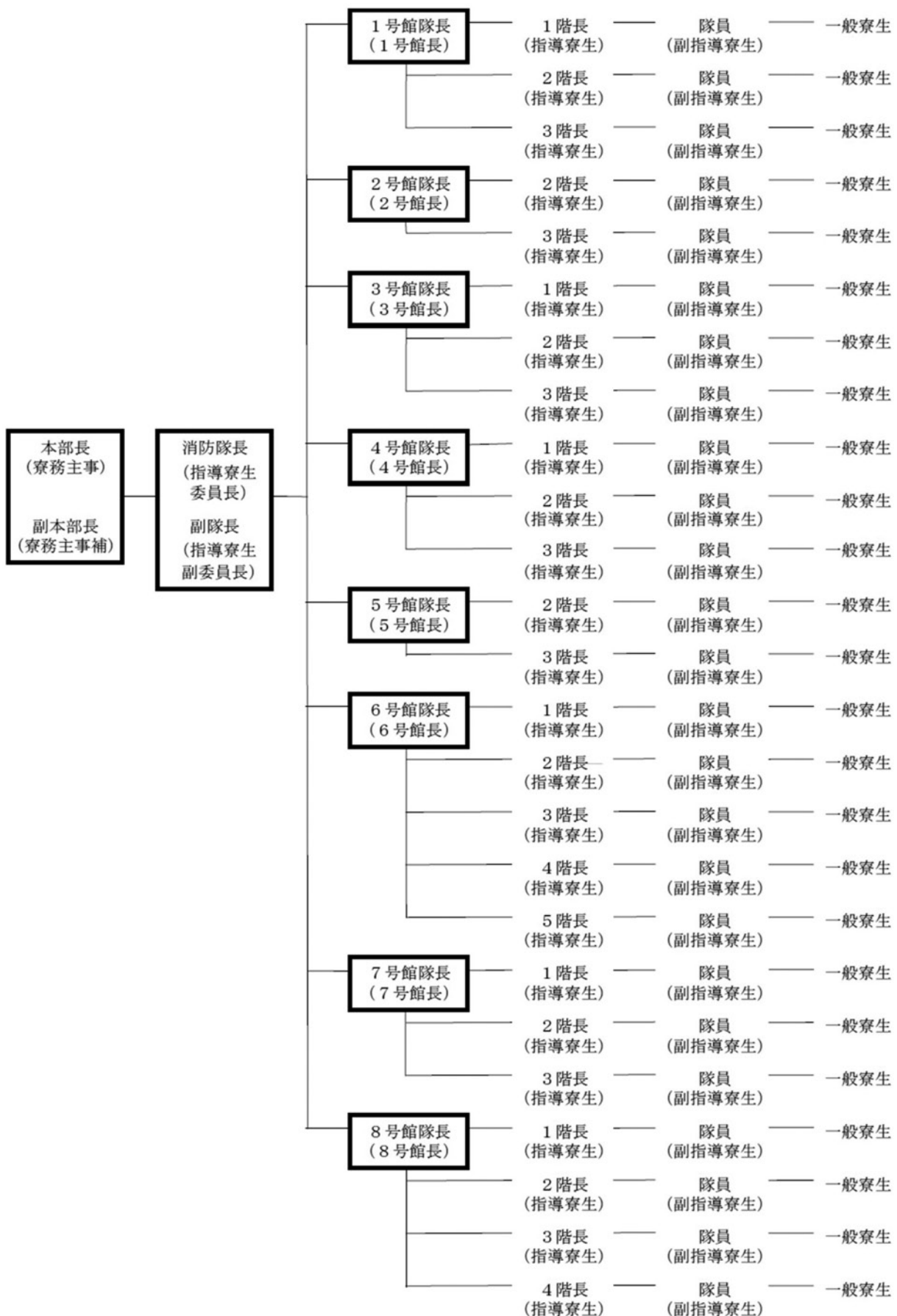
この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年11月11日から施行する。

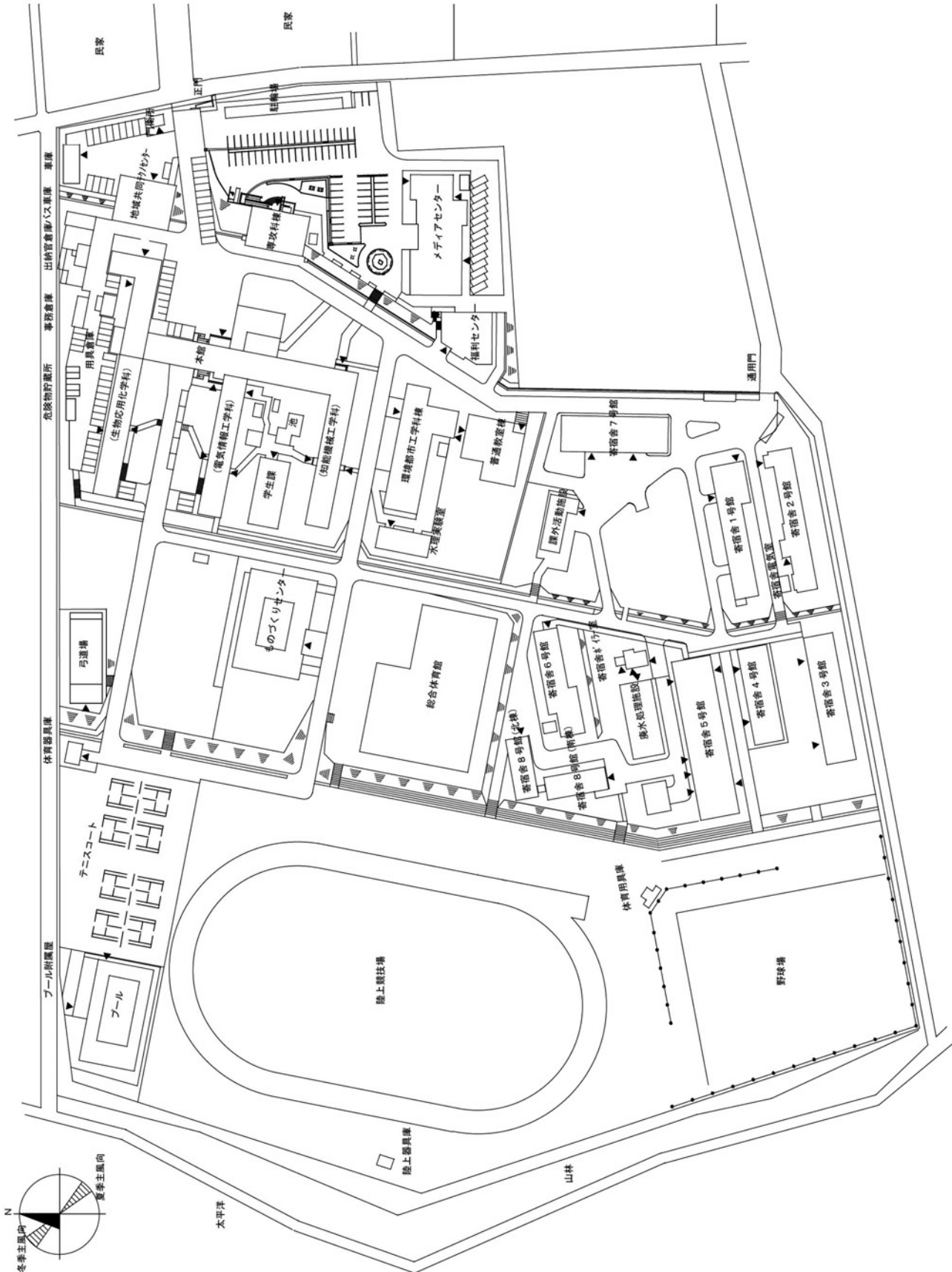


学寮自衛消防隊組織図



施設配置図

※R7年度 寄宿舍6号館改修予定



和歌山工業高等専門学校

〒644-0023

和歌山県御坊市名田町野島77番地

☎0738-29-8255 (学寮)
